

徳島大学病院において診療に従事する医師の労務管理に関する取扱いについて

令和5年6月19日
働き方改革推進委員会承認

徳島大学病院において診療に従事する医師（以下「医師」という。）の労務管理については、下記により取り扱うものとする。

記

- 1 医師の労務管理に関する責任者は、病院長とする。
- 2 医師の労務管理に関する事務の統括部署は、総務課（担当：労務係）とする。
- 3 医師の勤怠管理については、勤怠管理システム（MONITARO）で行う。
- 4 医師は勤怠管理のため、出退勤時は常にビーコンを携帯する。
- 5 医師は、勤怠管理システム（MONITARO）により、時間外・休日労働時間および兼業従事時間を申請する。
- 6 所属長は、変形労働時間制医師の割り振りに際して、時間外・休日労働時間および兼業従事時間が月 80 時間（連携B水準適用医師は月 155 時間）を超えないように勤務時間を割り振る。
- 7 所属長は、変形労働時間制医師の割り振りに際して、兼業先までの移動時間及び休息時間を配慮して勤務時間を割り振る。
- 8 所属長は、変形労働時間制医師の割り振りに際して、追加的健康確保措置の勤務間インターバル等については、国立大学法人徳島大学職員の労働時間、休暇等に関する規則等に則り、勤務時間を割り振る。
- 9 国立大学法人徳島大学職員の労働時間、休暇等に関する規則第18条の2第1項（2）および国立大学法人徳島大学有期雇用職員の人事・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則第32条の3第1項（2）に規定する「病院長が定める勤務」とは、宿日直許可のない兼業先で宿日直勤務を行った場合とする。

- 1 0 夜勤とは、国立大学法人徳島大学職員の労働時間、休暇等に関する細則第7条に定める所定労働時間の労働とする。
- 夜勤業務においては、
- ・急患対応がない場合は、仮眠室での休憩が可能である。
 - ・予定された手術の対応はなく、緊急手術のみ対応するものとしている。
 - ・通常の休息時間に加え、労働密度が低くなる深夜、早朝等に休息時間を別途確保する。
- 1 1 所属長が作成した勤務時間割り振りについては、労務係においても法定休日の確保、勤務間インターバルの確保、兼業先の勤務時間等、内容に問題がないか確認する。
- 1 2 3 6 協定を超えた時間外・休日労働の発生が見込まれる場合、所属長が病院長に① 3 6 協定を超える理由、②今後の対策を記載した報告書を提出する。病院長は、提出された報告書を踏まえ、医師の取組状況を確認し、必要に応じて3 6 協定の見直しを行う。
- 1 3 病院長は、3 6 協定の締結に関して、特例水準医師へヒアリングを実施し、指導を行う。
- 1 4 病院長は、勤務実態に課題がある診療科や医師に対して、注意喚起を行い、改善を促す。
- 1 5 時間外・休日労働時間および兼業従事時間の合計のうち法定労働時間を超える労働時間が1月当たり100時間以上と見込まれる医師は、面接指導実施医師の面接指導を受ける。
- 1 6 面接指導については、「長時間労働面接指導実施マニュアル」により、実施する。
- 1 7 医師は、健康診断の結果、追加検査や再受診が必要とされた場合は、速やかに追加検査または再受診する。
- 1 8 所属長は、追加検査または再受診ができるよう、当該医師の勤務について配慮する。
- 1 9 医師以外の職種へのタスク・シフト/シェア業務については、多職種連携WGにおいて検討を行い、それぞれの役割分担を適切に推進する。